【資料１】

夜間中学について

福島県教育委員会

１　夜間中学とは

　　○　夜間中学とは、夜間に二部授業を行っている「公立中学校夜間学級」や、ボランティア等によって運営をしている「自主夜間中学」のことをいいます。

○　戦後、貧困や家庭の事情等により昼間働いている子供たちのために、何とか学ばせたいと夕方や夜に教師が教室を開いたことが夜間中学の始まりです。その後、高度経済成長期を迎え、しだいに貧困問題が解消されるにつれて、夜間部に通う子供は減少しました。現在夜間中学に通う学齢生徒はいません。

　　○　一方、戦後の混乱等により義務教育を修了できなかった方に加え、現在は、病気や不登校等のためにほとんど学校に通えず中学校を卒業した方（形式的既卒業者）、本国で義務教育を修了していない外国籍の方など、新たなニーズが生まれています。

　　○　公立夜間中学の授業料は無料、教科書は無償給付されます。

２　夜間中学の役割

* 憲法第２６条にある「学ぶ権利」を、国籍や年齢を問わず保障する、学びのセーフティネットとしての役割が期待されています。様々な理由により義務教育段階の学習を受けることができなかった方々にとってとても大切な存在となっています。
* 平成２８年１２月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の制定を受け、文部科学省は、各都道府県に最低１校の公立夜間中学の設置するよう求めています。
* 公立夜間中学では、昼間部と同様に中学卒業資格が得られます。そのため、外国籍で義務教育９年間に満たない生徒が高校受験の資格を得るために入学することもあります。

３　学校数と生徒数

* 全国では、８都道府県に３１校（全て市立）、１,６８７人の生徒がいます。（平成２９年文部科学省調べ）。最近は、外国籍の生徒が増加傾向にあります。
* 福島県を含めた東北、北海道、四国、九州地区には、公立夜間中学はありません。
* 平成３１年４月には、千葉県松戸市と埼玉県川口市に、実に３０数年ぶりとなる公立夜間中学が開校します。（９都道府県３３校となります。）
* 福島市には、自主夜間中学が１団体あります。

４　夜間中学に通う生徒

* 戦後の混乱等により義務教育を十分に受けられなかった方
* 病気による長期欠席や不登校等による形式的既卒業者（１６歳以上としているところが多いです。法律上は学齢生徒の入学も可能ですが、全国でも例はありません。）
* 本国で十分な義務教育を受けられなかった外国籍の方　　など

５　夜間中学の学習内容

* 公立夜間中学では、昼間部の中学校と同様に週５日授業があります。授業は、１単位時間４０分程度で、１日あたり４単位時間で行われているところが多いようです。運動会や文化祭、校外学習、修学旅行などの学校行事も行われています。
* 基本的には、中学校の学習内容になりますが、読み書きや計算などの小学校の学習分野から学習したり、外国籍の方には課外で日本語指導したりするなど、夜間中学に通う方の個人の状況に応じて授業が行われています。自主夜間中学では、さらに柔軟な個別指導が行われているところが多いようです。
* 日本語学校ではありません。しかし、授業理解を目的として、課外や特別な時間割によって日本語指導が行われているところが多いようです。

６　卒業後の進路状況

* 文部科学省の調査によると、卒業生の約４割の生徒が高校進学し、３割の生徒が何らかの形で就労しています。夜間中学の入学目的のうち、「高校進学のため」と答えた生徒が１割であることを考えると、夜間中学で学習することで自信をつけ、さらなる向学心が芽生えていることがうかがえます。

７　福島県内の夜間中学の状況

* 現在、福島県内に公立の夜間中学はありません。
* 福島市には自主夜間中学が１団体あり、週２日程度活動しています。
* 現在、夜間中学を必要とする方がどれくらいいるのかニーズ調査を行っています。

８　その他の情報

　　さらに詳しく知りたい方は、下記ページ等を参考にしてください。

* 文部科学省ホームページ

URL: http://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/yakan/index.htm

* 福島県教育委員会ホームページ

URL: <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/gimukyoiku91.html>

９　お願い

　　　県教育委員会では、夜間中学に関するニーズ調査を行っています。

　　　まず、学校関係者の皆様に夜間中学について知っていただき、夜間中学を必要とする方がお近くにいた場合、ニーズ調査への御協力をお願いいたします。